

議案第113号

## 静岡市介護保険条例の一部改正について

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年4月26日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例

静岡市介護保険条例（平成15年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第13条の2中「、法第78条の2第4項第1号」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 法第78条の2第4項第1号に規定する者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。